

## 身元保証人のこと

### ①緊急の連絡先に関すること

成年後見人等が選任されている場合でも、親族等がいる場合、治療等の内容によっては親族等へという場合もあり得ますので、内容と連絡先については事前に確認しておきましょう。

### ②入院診療計画書や介護保険制度の利用契約に関すること

ご本人のほか、ご本人以外の方への説明と同意が必要となる場合がありますので、事前に確認しておきましょう。

### ③医療機関に入院・介護施設等に入所中に必要な物品の準備に関すること

医療機関や介護施設等では、一部購入や貸し出しができるところや一部預り金などの対応をしているところもあるので、事前に確認しておきましょう。

### ④医療機関での入院費・介護施設等での入所費等に関すること

金銭管理をしている方の確認と保険証等の確認しておきましょう。

### ⑤退院・退所する時に

医療機関からの退院、介護施設等からの退所の際、次の生活場所についての相談や環境整備、ご相談内容の引継や「身元保証・身元引受」の項目①～⑦の確認しておきましょう。

### ⑥治療や人生の最終段階における意思決定に関すること

治療の方針や人生の最終段階をお迎えする場所（ご自宅か医療機関か介護施設など）については、繰り返し話し合いが必要とされています。主治医や医療ソーシャルワーカーなどに相談しながら行いましょう。下記の考え方が推奨されています。

- 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人に最善の方針をとることを基本とする。
  - 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返す。
  - 親族等がない場合及び親族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
  - このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。
- ※参考：厚生労働省 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン

当地域では、医療・介護従事者のほか、弁護士等が加わった臨床倫理委員会での検討も必要に応じて行っています。

### ⑦(死亡時の)遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること

親族等がない場合の遺体・遺品の引き取り・葬儀等について、葬儀会社、宗教、死後委託契約の有無等、事前に確認が必要です。状況によっては成年後見人等、市町村、葬儀会社との事前に相談しておきましょう。

		家族などの身元保証人	
		いる	いない
意思表示	できる	A	B
	できない	C	D

### 「身元保証・身元引受等」の確認事項

状況 (A～Dを選択)	A・B・C・D ( 年 月 日)	A・B・C・D ( 年 月 日)
項目	対応者とその連絡先	対応者とその連絡先
①緊急の連絡先に関すること		
②入院計画書、介護保険制度の利用契約に関すること		
③医療機関に入院・介護施設等に入所中に必要な物品の準備に関すること		
④医療機関での入院費・介護施設等での入所費等に関すること		
⑤退院・退所支援に関すること		
⑥治療や人生の最終段階における意思決定に関すること		
⑦(死亡時の)遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること		
⑧その他(自宅、財産など)		